

プレスリリース【2025 年 5 月 30 日】

クーリングシェルター及び涼みどころの運用について

市では、気候変動適応の一分野である熱中症対策を推進するため、令和 6 年度から市有施設及び市内事業所を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）及び涼みどころに指定し、運用を開始しており、令和 7 年度は運用施設をさらに拡張し、熱中症対策の強化に取り組んでいます。

クーリングシェルター及び涼みどころは、暑さによる健康被害を防ぐとともに、地域の安全性の確保に繋がり、住民の施設に対する信頼向上に繋がります。

また、市内事業所においては、熱中症予防対策へ積極的に取り組んでいただくことで、夏の暑い時期の顧客拡大に繋がる可能性があり、経営支援に繋がります。

○運用期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

○クーリングシェルター

気候変動適応法により新設された熱中症特別警戒アラートが発表された場合、暑熱避難施設としての開放を義務付けられる施設です。

気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒アラート発表時に開放し危険な暑さから避難できる場所として、クーリングシェルターを指定します。

熱中症特別警戒アラート発表時以外でも、熱中症対策としての施設利用を推進します。

※熱中症特別警戒アラート：栃木県内全域で暑さ指数 3.5 を超えると予測された場合に発表

○涼みどころ

外出時に厳しい暑さを一時的に凌ぐため、誰でも気軽に立ち寄り涼むことができる場所として開放する施設です。

○対象施設

クーリングシェルター 49 施設

涼みどころ 27 施設

クーリングシェルターは、昨年度実施施設から市内事業所 27 施設を追加して実施。

多くの市内事業所に協力をいただいています。

■市ホームページ

URL : <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/cn/simin/19768.html>

■本件に関するお問い合わせ先

団体名(所属) : 環境戦略部 カーボンニュートラル課 気候変動対策係

TEL : 0287-73-5651

那須塩原市

涼みどころ



指定暑熱避難施設
クーリングシェルター
COOLING SHELTER

那須塩原市 クーリングシェルター



暑さをしのぐ場としてご利用ください！

熱中症特別警戒アラート発令時に開放する施設です。
アラート発令時以外も
暑いと感じた際には気軽にご利用ください。

STOP熱中症!

クーリング
シェルトー

暑さを感じたらちょっとひと休み



那須塩原市